

うるま市建設工事等の入札及び契約に関する公表規程

平成17年4月1日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定に基づく公共工事（以下「建設工事」という。）及び測量、建設コンサルタント等業務委託に係る入札及び契約に関する事項の公表について、定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 前条に規定する公表（以下「公表」という。）の対象となる建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）は、建設工事については予定価格が250万円、測量、建設コンサルタント等業務委託については予定価格が200万円を超えるものとする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次のとおりとする。

(1) 入札に関すること。

ア 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

イ 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

ウ 入札者の商号又は名称及び入札金額

エ 落札者の商号又は名称及び落札金額

オ 最低の価格をもって入札した者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

カ 最低制限価格を設けた場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称

キ 予定価格（消費税を除く。以下同じ。）

ク 最低制限価格を設けた場合の最低制限価格

ケ 低入札調査基準価格を設けた場合の低入札調査基準価格

(2) 契約の内容に関すること。

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 建設工事等の名称、建設工事等の場所、建設工事等の種別及び建設工事等の概要

ウ 着手の時期及び完成の時期

エ 契約金額、契約年月日

オ 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

カ 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の契約に係るイからエまでに掲げる事項及び変更の理由

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、次による。

(1) 前条第1号アからカまでに定める事項は入札執行後、同号キからケまでに定める事項は、契約締結後遅滞なく公表する。

(2) 前条第2号に定める事項は、契約締結後遅滞なく公表する。ただし、議会の議決対象工事については、議会の議決後公表する。

(3) 第1号の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、前条第1号キは競争入札を行う前に、同号ク及びケは入札執行後に公表することができるものとする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、閲覧によるものとし、都市建設部検査課において行うものとする。

(閲覧期間)

第6条 第3条第1号又は第2号の規定により公表した事項の閲覧期間は、公表又は契約を締結した翌年度の3月31日までとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。